

調査項目	米国 ワシントン州	イギリス	カナダ ブリテッシュ・コロンビア州	韓国	ベルギー 仏語共同体(州)
課題	<p>1. 米国では、年長の子どもや障害のある子どもたちなど、委託が難しい児童の養親探しの努力をかさねてきたが、依然として、約102,000人の裁判所で親権剥奪の手続きを終えたフォスターケア・システムの子どもたちが養親とのマッチングを待っている。その養子縁組を成立することが大きな課題である。</p> <p>2. 近年、フォスターケアからの養子縁組の手続きにかかる時間を短縮する努力の一環として、里親へのホーム・スタディと養親のホーム・スタディを同一のものとした(多くの里親がその里子をそのまま養子として迎え入れてい。それでも、養子縁組の実務は慎重を期すので、子どものパーマネンシー確立に長い時間がかかっている。この時間短縮の工夫と実践の改善も課題である。</p> <p>3. 三つ目は、縁組後のサポート内容の充実である。その支援が千差万別なので、より均等で公平な支援を目指す必要がある。</p>	<p>・Michael Goveを代表とする英国の行政官や研究者たちは、家でネグレクトを受けつづける子ども、それから長期また永久的な措置ができずに里親のもとで暮らす子どもが多すぎることを深刻な問題と考えている。そのためにこの2013年の養子縁組改革政策(Adoption Reform Agenda)では、子どもが保護されてから養子縁組に措置するまで最長6カ月を超えないことを規定した。これに対し6か月という期限は、「Forced Adoption」が生むのではないか、破綻した元の家族が、破片を拾って自ら子どもを育てられるようにするためには短かすぎるのではないか、という異論がある。他方、それは、あくまでも子どものタイムであり、親のタイムではない。もしアルコール依存症の親が回復するのに2年かかるのであれば、子どもを措置するのに2年も待つことになる。子どもの最善を目指すのに、措置過程の遅れはもっとも避けるべきことだという意見もある(Bristol)。(張報告)</p>	<p>カナダでは、若年者のアルコール、ドラッグ過剰摂取の問題や社会的養護を必要とする子どもが先住民の子どもが多くを占めていることも課題としてあげられる。先住民に対する保護策など様々な施策を講じているが未だ改善の途上であると思われる。</p>	<p>韓国の課題: ①中央養子縁組院の位置づけ:2011年特例法改正により中央養子縁組院に多くの役割が求められ、民間機関の支援もその一つ。長年民間が主導してきた歴史がありノウハウも蓄積されているため、中央機関として認められるまでに時間を要する。2011年の改正法以前の情報を中央養子縁組院にすべて移行することとなったが、その件数は膨大で民間機関の通常業務に加えて情報移行の業務の遂行は困難という現場の声もある。</p> <p>②ベビーボックスの問題:2012年改正特例法施行を境にベビーボックスにおかれる乳児が4倍以上に増え、注目されている。実親による出生届が大きな壁になり、未婚母が出生届を出せずベビーボックスに子どもを預けるとの指摘があり議論が続いている。</p> <p>③養子縁組件数の減少:未婚母が自ら育てられるようになったからなのか、子どもが家庭で育つ権利が奪われているのか精査とが必要。</p>	<p>1.ベルギーでは、養子縁組の実務はすべて民間機関に委ねている。そのため、地区の青少年援助機関に措置されている子どもの養子縁組を促進するには、地区の青少年援助機関に養子縁組の原則を尊重する姿勢がなければ、育成措置されている子どもの養子縁組の促進は難しい。仏語共同体では、2013年に改正されたデクレ前文に養子縁組の実務の原則を定め、その1つ又は複数に関して青少年援助地区センターで実行される措置に原則の一貫性と効果があるのか外部の科学的評価を得るために comité d'accompagnementという委員会を組織した。育成措置児の養子縁組を促進するという大きな課題があるからではないか。</p> <p>2. 国内および国際間養子縁組に養子縁組の困難な年長の子どもやハンディキャップのある子どもの割合が高くなっている。それらの子どもを受入れる家族とその子どもに対する委託後の支援を強化する観点から民間主導の支援機関の設置が奨励されている。</p>

9か国の養子縁組あっせん制度と実践手続に関する国際比較表(試案) 2

調査項目	フランス・パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
人口 (2012年)	全国:6,393万	8,280万	846万	457万
養子縁組委託数	国内養子縁組: 929件 国際養子(受入):1,343件 (2012年全国統計)	国内養子縁組: 1,448件 国際間養子(受入):330件 (2013年全国統計)	国内養子縁組: 91件 国際養子縁組: 件 (2013年全国統計)	国内養子縁組: 135件 国際養子縁組:171件(親族65件含む) (2014年全国統計)
理念 養子縁組の目的	養子縁組は、家族から遺棄された子どもが社会から疎外されず、家庭の中で安定し、心地よい生活ができるようにすることを目的として行われ、子どもは完全養子縁組によってその家庭で生まれた子どもと同じ家族関係と権利が与えられる。」 (養子縁組認可団体FAF代表のインタビュー)	子の最善の福祉の実現	養子縁組の目的・理念という形では規定されていないが、未成年養子縁組は、子の福祉に役立ち、かつ、実親子関係にふさわしい関係が存在するか、または確立されるべきときに承認されねばならないとする。	子どもの最善の利益と基本的権利の尊重 (ハーグ条約の原則と規定を遵守)
実務の 基本方針と 位置づけ	「児童社会援助機関が、国の被後見子の監護を確保するために当該被後見子を委託した者とその子どもに情緒的關係が確認されたとき、又は、当該被後見子の利益があるとき、養子をする適性のある者による養子縁組は成立する。あるいは当該国とフランスの国際的合意のあるとき、フランスにおいても当該国においても当該子を受入れる適性を正規に確認された者によって養子縁組は成立する。(社会支援家族法CASFのL.225-2条1項)	・養子縁組あっせんは、児童福祉として国家の責任として行なうべきもの ・長期に社会的養護を受ける場合、援助の開始前と受けている間、養子縁組の可能性を検討する。(SGBVIII36条1項2文)。 ・子が社会的養護の下にいる間に行われる家族の再統合に向けた相談と支援にもかかわらず、子の発達のための適切な期間内に出生家庭での教育条件が改善されないときは、少年局は当事者たちとともに子の福祉を促進する長期的な生活の展望を作り出さなければならない(SGBVIII37条1項4文)。	・オーストリア法では、養子縁組は契約として構成され、相手方の選択、いつ養子縁組を行うかということおよび養子が行為能力を有するときには、合意による縁組解消の自由がある。 ・裁判所の判断基準(行為能力のない子が養子になるときは、養子縁組が当該の子の福祉に役立ち、かつ、実親子関係にふさわしい関係が存在または確立されるべきときに承認される。民法138条は、子の福祉の判断基準を列挙する。養子縁組に特化した規定ではないが、養子縁組の成立についても適用される。	A) ハーグ条約の国内法への適用 B) 養親に求められている5つの基準を重視し、法的な位置付けを与える ①子どもを安全に永続的に養育するための能力を有すること(年齢、健康、養育能力、推薦者からの証言、経済力等) ②子どもの福祉や能力、発達、健康を促進する能力を有すること(関係性やライフスタイル) ③養子を理解する能力を有すること(海外からの養子のアイデンティティの問題など) ④子どものニーズを理解し、必要に応じて保健、社会サービス、教育を調整する能力を有すること C) 1952年～1998年までの法律の無効化 D) 養子縁組に関する法律の一本化 (Adoption Act 2010)

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
体制 権限ある当局	<p>・県の児童社会援助局養子縁組課(職員:幹部職員、心理職、精神科医、SWの常勤職員が30名。任務:養子縁組希望者への情報提供・養親の適性調査、養子縁組機関の認可/監督等、子の保護、養子縁組の準備など)</p> <p>・外務省国際間養子縁組サービス(SAI)(国際間養子縁組の総括的実務・養子縁組機関に頼らない個人的養子縁組に対する指導と監督)</p>	<p>州少年局の中央養子縁組機関、いくつかの州が共同して組織することもできる(全国で15か所)。職員:専任の児童福祉専門家、ソーシャルワーカーの他に、小児科医、精神科医、心理学専門家、法律家等。任務:①地方自治体の少年局の養子縁組あつせん部署と民間の養子縁組あつせん団体設立の承認。②その活動の監督、③養子縁組困難児のために地域を越えたマッチング、養子縁組機関間の調整。③国際養子縁組あつせん活動の許可。④国際養子縁組ケースでは、民間の個別ケースの進展ごとの報告を受ける。⑤専門職員への研修、養親研修のための講師の紹介。⑥外国人局、身分登録局から問合せに応える。関連法も改正やガイドライン作成等</p>	連邦司法部	<p>Department of Health内にあるAdoption Authority(所在地:ダブリン):その任務は</p> <p>①国内の養子縁組を管轄する唯一の中央機関</p> <p>②養子縁組団体を認証(accreditation)し、監督する権限を有する。</p> <p>③養親志願者の適格性と適切性の宣言(Declaration of eligibility and suitability)、</p> <p>④養子命令(adoption order)の発給</p> <p>⑤すべての養子縁組記録を保管している。</p>
中央当局	<p>外務省国際養子縁組サービスを中央当局(Mission de l'Adoption Internationale(MAI))として指定。職員は24名。ハーグ条約と2国間条約を尊重し、監視。外国の権限ある機関との関係を維持。国際間養子縁組に介入し機関を監督する。)</p>	<p>連邦中央機関:連邦検事局長を代表とする(ハーグ条約に基づく任務遂行の責任を負い、国際養子縁組を調整する。国際養子縁組斡旋機関は連邦中央当局へ関係する子ども、実親、縁組希望者の情報、手続の状態、年間活動報告を届出る。)</p>	連邦司法部	<p>Adoption Authority of Irelandに設置(2010年養子法65条)。</p>
養子縁組 機関	<p>①公的機関:・県の児童社会援助局養子縁組課(県に1か所)(養子縁組前提の子の保護、国家被後見子の養子縁組の準備。委託後の支援…)</p> <p>・国の公益法人「Agence Française de l'Adoption」(国に1か所あり、国の基金で運営。各県の養子縁組課に派遣員を置き、全国規模で国際養子縁組促進。</p> <p>②民間機関:すべての機関が国際養子縁組に介入し、国内養親縁組に介入する機関はまれ、34団体を認可。国際養子縁組に介入する機関は、子どもの出身を特定して、外務大臣の国際養子縁組活動の資格を承認されなければならない。</p>	<p>・地方自治体の少年局の養子縁組機関:州の許可を得て共同あつせん機関を組織することもできる(例、人口12万のゲッティンゲン市では常勤1名と非常勤1名の2人体制のためあつせん法が認める要件を満たさないため、近隣の少年局と共同あつせん機関をつくり、5人の専門職と1人の心理職を確保している。</p> <p>・養親希望者の相談は、管轄地に住所のある者からの相談を受け、実親は管轄地の外に住所があっても相談に応じる。</p> <p>・民間機関:州の少年局から認可された組織:プロテスタント系、カトリック系、その他。国際養子縁組をあつせんする団体は11機関。</p>	<p>①公的機関:ウィーン市(州)の場合、市部局11の傘下に少年局が置かれている。他の自治体ではBezirkshauptmannschaft(郡役場の担当部局)の少年局</p> <p>②民間機関:国内養子縁組機関はなし、民間の養子縁組あつせんは刑法194条で禁止</p> <p>③国際養子縁組機関:非営利組織としてAccredited adoption service providerが、オーバーエスターライヒ州、ザルツブルグ州およびウィーンに各1機関認可されている。</p>	<p>①公的機関:TUSLA(Child and Family Agency):全国を4つのエリアに分割して2014年設立、児童相談所に相当。全国で5000~6000人を社会的に養護する。ほとんどが里親委託ケースで、2000人程度が長期里親委託、その10%が養子縁組</p> <p>②民間機関(accredited body):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内養子縁組機関:</li> <li>・国際養子縁組機関: 2団体</li> </ul>

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
その認可条件	<p>・県の認可:15歳未満の未成年者の養子縁組の仲介又は養子縁組前提で委託する私法の法人、子どもの託置先となる県の県会議長が活動を許可。ある県で認可された団体は他県でも縁組の仲介又は養子縁組前提の委託ができるが、そのため、関係県の県会議長に事前に届け出て許可されなければならない。</p> <p>・国際養子縁組活動の資格の承認:県が認可した団体は、外国の未成年者のために活動するには、外務大臣からその資格を付与されなければならない。(CASF.L.225-12条)</p>	<p>・公的あっせん機関の承認条件と同じ</p> <p>・職員体制:①人格、大学専門教育、職業経験のある養子あっせんに適した専門職が最低2名の常勤とパートタイムで勤務すること。実務では原則として、あっせん機関の専門職は国家資格のあるソーシャルワーカー又は児童福祉専門家、またはソーシャルワーク学部卒業生で職業経験を持った者であること、専門職はあっせん以外の職務を主として行ってはならないこと。専門職に指示を与える長も同様の資格が必要。②仕事の方法と財政状態にしたがい規則通りの任務の遂行が期待できること ③法人又は協会による運営。(あっせん法2～3条)</p>		<p>2010年の養子縁組法に基づく養子縁組規則に要件を規定。要件を満たしている場合に認定される。</p>
養子縁組機関の任務	<p>15歳以下の未成年者の養子縁組又は養子縁組前提の委託を仲介する私法の法人の任務: ・縁組計画の準備を援助し書類作成を助言する ・縁組手続に関する技術的、律的情報を与える ・子どもを養親に委託後、家族に寄り添う。</p> <p>・国際養子縁組に介入する機関は、・出身国の権限ある当局と関係を結んで、養親家族の選択の方法を定める。・養子縁組を宣言する権限ある機関又は個人に縁組志願者の書類を提出する。・現行法に定められた手続を進める又は従う(CASF.R225-13条)</p>	<p>・任務:実親の相談と支援、養親希望者の相談と一般的適格性審査、他人養子のあっせん、連れ子養子の場合にも、子の福祉の審査、養子縁組成立に必要な養子となる子と実親の同意確保、セミナー開催と養子縁組の準備、ポストアドプションサービス、実親探しへの協力、家庭裁判所の養子縁組手続への鑑定意見(委託後の予後調査報告)の作成</p> <p>・職員:人格、専門の大学教育を受けた者、職業経験ある常勤の専門職又はパートタイム専門職が最低2名、専門職とは、SW学部を卒業した有資格者または児童福祉専門家で職業経験のある者。専門職に指示を与える長も同様の資格を必要とする</p>	<p>国際養子縁組あっせん機関は、子どもの出身国を定め、ハーグ条約の規定に従って主に外国から来る子どもの養子縁組実務に携わっている。</p>	<p>・主な任務:養子縁組のアレンジメント、養親志願者の適格性および適合性のアセスメントおよび報告書の作成、養親志願者に対する情報提供・助言・カウンセリング、実親・養親・養子に対する情報提供・助言・カウンセリング等。</p> <p>・ツスラの養子縁組支援: ①連れ子養子縁組、親族間養子縁組、非親族間養子縁組、国際養子縁組に対する支援 ②養子縁組前カウンセリング、アセスメント(事前調査)、養親希望者へのトレーニング、養子縁組後のアフターケア、養子縁組後の家庭訪問と報告書作成、情報開示とトレーシング(tracing)支援</p>
公的財政援助	<p>民間の養子縁組機関への公的助成はない。ただし、外国の制度改善を目的とする活動に対して、補助金の給付が決定されることがある。</p>	<p>・州の財政状態と方針により、民間あっせん団体に補助金を支出する州としない州がある。プロテスタント系の団体は2年前から教会の補助がなくなるため、縁組費用を養親に徴収、1件60万円くらい、高額な料金を設定する団体もある。</p> <p>・国際養子縁組機関に対する公的資金援助はない。個人的事柄という位置づけがあるため。</p>	<p>公的助成はない。</p>	

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
養子縁組委託数	①国内養子:・公的機関による国家被後見子の養子縁組委託=741件(2012年ONED調査) ・民間団体による養子縁組:約20件 国際養子縁組:外国から来た子ども=1343件(うち、民間団体によるもの=20数件)	2013年統計:3793件(うち、連れ子養子2232件、親族養子113件、他人間養子1448件、他人間養子のうち、外国籍の子330件) 2012年統計:3886件(うち、公的機関3726件、民間機関160件、待機児童 817件)連れ子養子と親族間養子も裁判所の決定で養子縁組が成立する。	国内養子縁組前提:全国 91件(2013年)	アイルランドの養子縁組の数(聴取りによる) 2015年8月現在 ・国内養子縁組の希望者…70カップル ・国際養子縁組の希望者…200~300カップル 2015年1月~8月 ・国内養子縁組(乳児)…6ケース ・国際養子縁組…55ケース
養子縁組機関以外の支援機関	養親家族組織が面接や研修も行なう。出身国別の養親家族の会、養親の親業支援協会、パレナージ協会(週末や学校休暇に子どもを家庭に迎えるボランティア団体)、心理-医療施設(精神的ケアを提供する公民の施設で、医療保険で心理・医療サービスを受けられる)	・少年局は養育相談、子の里親委託、子の一時保護、裁判所での養子縁組手続に協力する。 ・出産前から妊婦の相談を受ける妊娠相談所がある。養子縁組あっせん機関と連携している。	養親教育は民間機関に委託	民間団体(BarnardosやCúnamhなどが、postadoption serviceとしてカウンセリング、ヘルプライン、研修およびサポートミーティング(training and support meetings)などを行っている。
養親研修	県の養子縁組課は、県内全ての養子縁組希望者に情報提供集会を実施、パリの養子縁組課はテーマ別研修も行なっている。登録前の本格的な準備研修は行なっていない。AFAは、ハンディキャップのある子どもの医師等による研修も行なう。	・養子あっせん機関は統一ガイドラインにしたがい定期的に独自に行う ・州又は中央養子縁組機関は講師を紹介	オーバーエスターライヒ州の場合:養子縁組のための入門講座(講演)4単位1日→引続き養親希望者をする者は少年局で適性審査→審査で認定されると、養子縁組のための専門講座を3カ月以上の期間で1日セミナーが2回、週末セミナーが2回計37単位の講座を受講。	研修はツスラで実施される。養親リストに記載された後に、トレーニングが本格的に始まって、かなり長い時間、長期にわたって受講する。、月1回とか月に2回のセミナーを何カ月かするので、その間にリタイアしてしまう養親さんもかなり。課題のレポートを提出するために必死でやらないといけないという。
研修内容	パリの養子縁組課は2013年に19回の情報提供セミナーを参加者20数組の規模で開き、452件のカップルと単身の養親希望者が参加している。セミナーは丸1日かけて行ない、養子縁組に関するあらゆる具体的な情報を各種の資料を見ながら説明を受ける。養子縁組課代表の話では、1日だけでは、委託の難しい子どもへの理解を深めるには十分ではないと述べていた。	養子縁組希望者は養子縁組についての正しい知識を得、手続の流れを理解するために事前セミナーに参加する。あるプロテスタント系民間団体のセミナーでは、団体の紹介、養子縁組制度と里親制度の相違、国内養子縁組手続と費用、養親としての適格性審査、団体が行っている国際養子縁組の概要とその手続、対象となる子どもの悲惨な状態が説明され、その後、養親の体験談を聞いた。		
職員研修	雇用する前に研修が行なわれているようである。	・州又は中央養子縁組機関が企画		

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
養子縁組の対象となる子ども (国内養子縁組)	完全養子縁組が可能になる国の被後見子で、主に親子関係のないか不明の子ども、親の同意がある子ども、裁判で親権剥奪又は法律的に遺棄宣告された親の子どもである。(民法347条)	子の養子縁組が考慮されるのは、支援サービスを受けても出生家庭で生活できる展望がない場合である。具体的には、①実親が養子縁組を希望する場合 ②長期間の社会的養護の開始前か継続中に、パーマネンシープランとして養子縁組が考慮される場合 ③父母が知れないとき ④秘密出産で生まれた子、が対象となる。	民法は未成年養子と成年養子についての規定(細かな年齢要件等あり) ・社会福祉実務では、①開かれた養子縁組 ②半ば開かれた養子縁組 ③匿名養子縁組があり。匿名養子縁組については非訟事件手続法88条に規定がある。	法律では、原則として、①孤児及び婚外子、例外として、②両親が身体的又は道徳的理由で、子どもをケアする義務を果たさなかった場合、①については実親の同意を必要とする。②については高等法院の命令による。
国内養子のタイプと傾向	養子縁組された国の被後見子(988人)は、親の認知のない0歳児が491人、法律的遺棄宣告と親権剥奪の場合が112人、親の同意のある子どもが56人、孤児が18人である。(2012年ONED統計) 養子縁組されなかった子どもには、健康問題やハンディキャップのある子ども、年齢の高い子ども、きょうだいがいる子どもの割合が60%を占めている。	継親子養子縁組が増加しつつあり、未成年養子縁組のうちのかなりの部分を占める。	親が子どもを養子に出すと決めた子、匿名出産子、ベビークラブに預けられた子	若年出産による新生児の養子縁組は極めて少ない。他人間養子縁組では長期里親委託が養子縁組に変わる傾向がある。母の権利が強く、親権剥奪ケースはほとんどない。最近、増えているのは、3番目、4番目の子どもの養子縁組で、メンタルヘルスの問題や経済的理由によることが多い。概して、国内で養子となる子どもは少ない。
外国から来る養子のタイプと傾向	親の同意のある子どもと親権を剥奪された子どもが多い。また年齢6歳以上、きょうだいで養子になる子ども、健康問題やハンディキャップのある障害のある子どもが63%を占める。(2012年)	養子としてドイツが受け入れる子どもたちは悲惨な状況にあり、身体的、精神的、知的に障害があり、養子として受け入れるうえで困難な子どもが多いことを事前セミナーでは強調して説明していた。		
外国へ行く子どものタイプと傾向	子どもが外国にいる養親志願者と親族関係がある場合、国内に受け入れ家庭がないとき、国際間養子縁組は可能である。	ドイツでは、他人間養子縁組で外国に行く子どもの存在は想定されていない。		

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
妊婦の相談	<p>通常、匿名出産の申請を受けた病院から県の養子縁組課が連絡を受けて、課のSWが病院で女性と会って話を聴くことから援助が開始される傾向がある。匿名出産の申請はどの病院でも拒否できないと法律で定めているからである。その場合、生みの親の匿名を保障し、入院と医療費は県が負担することによって、出産を援助し、子の遺棄と嬰兒殺を予防しようとしている。退院後、家族が子を引取れない場合、子どもは県の養子縁組課又は養子縁組認可機関を通して一時保護され、パリ県では乳児院へ、民間団体は契約した里親へ委託している。里親委託費は団体が負担している。家族からの引取りがなく、生後2ヶ月を過ぎると、県会議長は子どもを国の被後見子として受理し、県のおける国の代表である知事と知事のもとに組織された家族会が養親を選定し、養子縁組前提の委託を決定する。</p>	<p>・養子に出したいという実親の相談の経路は様々だが、その対応が機関の仕事の中で最も重要な業務である。複数回の面接をして相談者に様々な情報を与えて解決策を考える。養子に出す決断をしたときは、生みの親の家庭環境、今までの出来事、どんな育ち方をして来たのか、なぜ子どもを養子に出したいのかを聴く。養親となる者に関する親の希望も聴く。出生後3、4日で子どもは病院から適性をあらかじめ審査された養親家庭へ委託される。養親は養親候補者の待機リストから選ぶ。この場合、まだ法的に有効な実親の同意(生後8週間以後)を得ていないので、実親が子の返還を要求するリスク、父子関係が確立されていない非嫡出子の父が後に法的な父として子の引渡しを要求する可能性もある。秘密出産や匿名出産の場合、父母が名乗り出たとき、子を返還しなければならぬリスクについて養親候補に十分に説明する。</p>	<p>公的な妊娠相談センター、病院の妊娠相談センターが対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年より、保健サービス局 (Health Services Executive) が、困難な状態にある妊産婦からの相談のプログラム (HSE crisis pregnancy programme) を運営している。このプログラムは、従来のCrisis Pregnancy Agencyの業務を、Health (Miscellaneous Provisions) Act 2009に基づき保健サービス局に移管したものである。</li> <li>・若年妊産婦からの養子縁組の相談はほとんどない。10代でも子どもを自分で育てる傾向がある。</li> </ul>
妊産婦の保護	<p>子の養育を希望する困難な状態にある妊産婦は妊娠中及び出産後も母子共に保護が可能な母子保護施設に入所することが可能である。</p>			
他機関との連携	<p>母子保護施設の外に妊娠中の女性が相談できる県が助成する組織もあり、養子縁組機関はそこから連絡を受けることもある。</p>	<p>通常は出産前から妊娠相談所と養子縁組あっせん機関の連携がある。</p>		

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
子どもの保護と養育費	<p>パリの養子縁組課が保護する子どもの委託先は乳児院で、その費用は措置費として県が負担する。民間の養子縁組機関が子どもを保護する場合は、団体が独自に契約した里親へ2ヶ月程度委託し、委託費は団体が負担する。2ヶ月ならばほど大きな負担にはならないという。それは親の同意の撤回が可能な期間でそれを過ぎれば、養親への委託が可能になる。この期限をフランスでは厳格に守っている。</p>	<p>・親が養子縁組の決心がつかないときは、短期の里親へ一時的に委託する。子どもが生後8週間を過ぎてから、養子縁組に同意するときには、同意手続の準備をする。  ・秘密出産で生まれた子どもは一時保護された後、後見人の同意を得て少年局によって一時的に里親委託される。通常は出産前から妊娠相談所と養子縁組あっせん機関の連携が始まっているので、子は出生後、直ちに養親希望者に委ねられる。子が養親候補者に委託されても、法的に有効な同意を与えるまでは子の扶養義務は実親が負うが、委託時に実親と養親希望者の間で養育委託契約を締結し、子のための扶養義務は養親希望者が負うことを明確にする方法がとられることもある。  ・通常は出産前から妊娠相談所と養子縁組あっせん機関の連携が始まっているので、子は出生後、直ちに養親希望者に委ねられる。</p>	<p>里親に委託。委託費は公的負担（例えば、州、ウィーン市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実母へのカウンセリングサービス</li> <li>・親が育てられない子どもは里親へ委託（生後6週間までは養子縁組できない）</li> <li>・実母のプロフィールをTuslaへ送付</li> <li>・実母に養親に関する希望を聴く</li> <li>・3組の養親候補者を養子縁組機関が選出</li> <li>・実母が提案された3組の中から養親候補者を決定する（面会する場合もある）。オープンアダプションが奨励されている</li> <li>・今後の面会などのアレンジもする（OAを推奨している）</li> <li>・実母の書面による同意</li> </ul>
養子となる子どもの後見人	<p>県の養子縁組課又は養子縁組認可団体が保護することに同意して引き渡された子どもには、後見が設置される。県が保護した場合、知事が職権で後見人となり、民間団体が保護した場合、団体の代表が後見人となっている。</p>	<p>保護された子どもの親は、出生届と共に、8週後に公証人役場に行き同意する。同意後、子どもには後見人が指定される。</p>	<p>親子関係不明の子ども、棄児、孤児の場合、少年局へ親の監護権を委譲する。</p>	<p>法律上の親がいなかったり、不明の又は親権剥奪の場合は、子どもの後見人guardianが同意する。</p>
同意前の情報提供	<p>同意前に養子縁組機関は、調書に同意した日から2ヶ月間は子どもを認知し引取ることができるが、その後、後見機関が選んだ養親に子どもが委託されると同意を撤回できず、子の引取りもできないことを伝えなければならない。</p>	<p>・養子縁組の法的効果、子の出自を知る権利、実親の心理状態などあらゆる面についてあっせん機関は情報提供する。・親が同意権を濫用する場合は裁判所が強制的に養子縁組を成立させる可能性があることを説明する。</p>		<p>同意前にはカウンセリングを要する。</p>



調査項目	フランス・パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
同意の形式・方法	同意は県の養子縁組課の用意した子の引取り調書又は同意書に署名することによって表明される。又は民間機関の用意した同意書に署名することによって表明される。	保護された子どもの親は、出生届と共に、8週後に公証人役場に行き同意する。同意後、子どもには後見人が指定される。	実親又は後見人による養子縁組の同意表明は法廷で行われねばならない(非訟事件手続法86条1項)	・子どもと養親候補者の同居期間を経て、実母は最終的に同意する。 1998年から実父がアクセス可能な場合は実父の同意も求められる。 ・認可された団体が養子縁組委託をすることへの同意は所定の書式への署名による。 ・裁判所の養子命令に関わる同意では命令発給前であれば同意の撤回は可能。
子どもとその家族に関する情報収集	フランスでは、2歳未満の子どもの養子縁組では子どもは県の児童社会援助機関か養子縁組認可機関で一時的に保護されなければ、ならないと定められ、子どもを引き渡す調書に子どもと親の情報を聞き取って記載する。保護してから子どもに関する報告書を作成する。ければならないと定めている。	子については、生い立ち、現在の住所と世話の状況、結びつきの相手方、健康状態、生各区と特徴的な行動方式、発達状態と診断、医学的状态と診断、治療の必要の有無と内容、障害の程度と態様などを記載した報告書を作成する。		
同意撤回期間	同意後2ヶ月まで、又は養親候補者に委託されるまで。	同意の撤回は認められない。	第1審の決定まで	養子命令が発給されるまで、撤回は可能
養子縁組の同意には親権終了と委譲の効果があるか	同意は養親の選定と養子縁組委託の決定する権利を後見機関又は養子縁組機関に委譲する効果がある。ただし、マッチングの行なわれない子どもに対する親権は親にあるため、その場合は父母が子を引き取ることができる。	養子となる子どもが、実親の同意書が裁判所に提出されると、正式な事前養育が開始され、実親の親権は停止し、官庁後見が開始する	契約型養子法であるので、養子縁組同意と裁判所承認がセットになっており、同意がなければ承認はされない。同意は法廷で行われる。行為能力をもたない子については法定代理人が代諾。	実親の同意に基づき、養子命令が発給されると、実親は親の権利を失い、子に対する義務から解放される。
子どもの同意	13歳以上の子どもは、個人で完全養子縁組に同意することができる(民法345条の3項)。	14歳に達している子の同意を必要とする	14歳以上。	

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
養子縁組の可能性を決定する機関	県会議長は子どもを国家被後見子として受理することで、その子どもの養子縁組を合法的に可能にする。	・長期に出生家庭を離れて社会的養護の形で教育援助を受ける場合は、援助の開始前と受けている間、養子縁組の可能性が検討されなければならない(SGBVIII36条1項2)。 ・親の居所不明などに対して家庭裁判所による同意補充手続について実親に説明し、この説明の日から3か月経つと家庭裁判所は、同意補充ができる(SGBVIII51条1項1文・2文)。 ・親が新しい住所を示さず居所を変更し、3か月間少年局が適切な調査をしたにもかかわらず新しい居所が判明しなかった場合、いずれにしても、子の出生から5か月経過すると期間満了となり、少年局の教示や居所調査は必要とせず、同意を補充できる(同項5文)。	契約型養子法であるので、養子縁組同意と裁判所承認がセットになっており、同意がなければ承認はされない。同意は法廷で行われる。 行為能力をもたない子については法定代理人が代諾。	ソーシャルワーカーがアセスメントを行い、報告書(Intercountry Adoption Assessment Report)を作成する。報告書は中央当局であるAdoption Authority に送られ、確認のうえ適格性と適合性が宣言される。
養親希望者への情報提供	県の養子縁組課は県内の他人間養子縁組の希望者に対して情報提供集会を企画する。	・あっせん機関のホームページ ・事前セミナーに参加し養子縁組について正確な情報を得る。	例えば、インターネット上の政府や州、ウィーン市の生活情報サイト、パンフレット	
養親候補者への情報提供	養子縁組機関が申込を受理した志願者には、提案する子どもに関する実親を特定していない情報を提供する。	委託後、問題に応じて随時、テーマごとにセミナーが開催される。		①養親希望者は申込書を申請→所定の申請書類を提出→提出書類をSWが評価 ②申請者にSWが面接する→申請者は準備セミナーへ参加→SWが推薦書を作成 ③養親審査会の審議にかけるとAAにて養親として認定される→養親リストに記載される。
申込の受理前の配慮	機関が委託可能な子どものニーズに合った養親志願者を受理するため、審査し決定する。	・セミナー受講後、住所地の少年局養子縁組機関へ申し込み、法律要件を満たす志願者が一般的適格性の審査を無料で受ける		1950年代には16000人程あった国内養子縁組が、2000年代以降減少、現在では200～300組のカップルが養子縁組を希望して待機している。そこで、海外からの養子縁組が注目され始めた。(1991年から法的に認可された)
援助契約	養親候補者は後見人又はその代理人と委託契約を結ぶ。	実親の同意前に、子どもを養親家庭に委託するときに、委託契約を結ぶ		

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
養親の適性調査を実施する機関	県の養子縁組課のSWと近隣の臨床精神科医が社会調査と医学調査を行ない、法定の養親認定委員会が評価し県会議長が決定する。	少年局の養子縁組機関による無料の調査。適性審査は6～9ヶ月かける。養親の条件:収入がしっかりしていること、債務がないこと、無犯罪証明のある者、面接は、4～6週ごとに複数回2～3時間かけて行なう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>•審査手続中に研修を任意に受けることができる。</li> <li>•最後に、養子縁組適性報告書を作成する。</li> <li>•適性を認められた養親候補者は養子縁組機関に登録され待機リストに入れられる。</li> </ul>	少年局が適性を審査	ソーシャルワーカーがアセスメントを行い、報告書(Intercountry Adoption Assessment Report)を作成する。報告書は中央当局であるAdoption Authority に送られ、確認のうえ、Adoption Authorityが養親志願者の適格性と適合性の宣言(declaration of eligibility and suitability)する。
適性調査と文書化された評価基準	適性調査の結果が社会調査報告書として作成される。その作成の手引き書に調査内容と評価基準が示されている。(パリ県資料)	調査項目はガイドラインに示されている。ある団体の適格性の基準には、①行為能力者であること、②婚姻中、③25歳以上の年齢、④生命の危険がある病気や寿命を縮める重大な病気にかかっていないこと、⑤安定した経済状態等。 考慮事由は、①真の親子関係を築く意味から、実親子と同様の年齢差であること、以前は年齢差の上限を40歳としていた。②養親家庭に子がいる場合、家族の中で一番年下の子より少なくとも2歳下の子をあっせんする、③愛着形成の観点から、子の受入後の職業活動の短縮が可能なこと。養子縁組の動機、養親希望者の子との生活についての考え方、養親希望者の限界と可能性である。	民法138条は、子の福祉の判断基準を列挙:1. 子の適切な面倒見、とりわけ子に栄養ある食事を与えること、医学的衛生的な世話や住居を確保すること、きちんとした教育の付与、 2. 子の身体的、心的な世話、安全および保護、 3. 父母による子の価値の評価と受容 4. 子の資質、能力、好みおよび発達可能性の促進、 5. 意見形成についての子の理解力および能力に応じた子の意見の顧慮、 6. 子がその意思に反する措置にさらされ、その措置の断行によって子が被る損害の回避、 7. 不当な干渉または暴力そのものを被る、もしくは重要な関係人に対する不当な干渉または暴力の現場に居合わせて体験する子の危険の回避、9. 父母双方および重要な関係人との子の信頼のおける交流、これらの者との子の安定した結びつき、 10. 子の忠誠心葛藤、罪悪感の回避、 11. 子の権利、請求権および利益の確保、12. 子、その父母およびその他近隣の人々との生活環境。	養親となる者の条件:(34条) <ul style="list-style-type: none"> <li>•親の権利と義務を果たすに適切な人物</li> <li>•良好な倫理観をもつ</li> <li>•健康であること</li> <li>•子どもを養育するのに適切な年齢</li> <li>•十分な経済力</li> <li>•養子縁組に関する適切な情報とアドバイス・カウンセリングを受けていること</li> </ul> 誰が養子縁組に応募できるか?(33条) <ul style="list-style-type: none"> <li>•21歳以上の成人(年齢に上限の決まりはないが、検討課題とされている)</li> <li>•同居している夫婦(正式な婚姻関係にあること)</li> </ul> 子どもの最善の利益にかなうと自治体が判断した時のみ単身の応募も可能

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
国内で行なわれるマッチング	<p>国家被後見子のマッチングは、児童社会援助局の養子縁組課と被後見子家族会が連携して行なう。被後見子家族会は待機リストから待機期間の長い者から子どもの状態、ニーズと子どもの特徴を考慮して養親候補者を選び、その合意を得る。実親に養親に対する希望があれば、考慮することもある。</p>	<p>対象児童のために養子縁組機関に登録されている養親の中から早急に選ばれる。養親は登録前にしっかり審査されている。 統一ガイドラインによると、養親を選ぶ場合、重視し、話し合うことには： ・他人の子を自分の子として受入れるために心が開かれている、オープンであること ・4,5年は共同生活をし縁組のときは結婚している ・個の人間として安定している ・自分の気持ちに正直なこと ・他の社会的ネットワークがあるか、親、親戚、その他の周囲の人間関係がある ・養子を迎える動機、実親をどう思っているのかを聴く。 ・子どもに養子であることを伝えられるか ・教育方針、子育て方針、養子縁組の様々なリスクについて話し合う ・家庭訪問をして、どんな暮らしをしているのか知る、家の中と周辺に子どもを育てる環境があるかどうかを見る</p>		<p>・養子縁組機関が養親志願者を調査し、養親候補者として3人を提案する。 ・実親はその中から養親を選ぶ。</p>
県境を越えて行なうマッチング	<p>保護した子どもを待機している養親志願者が誰も受入れない場合、広域的に国内で養親を探すシステムがある。</p>	<p>州中央養子縁組機関が行う</p>		

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
外国から来る子どものマッチング	<p>・ハーグ条約締約国の子どもと養子縁組: フランスで養親適性を認定された養親志願者が養子縁組機関の援助を受けて申請書類を作成し、フランス中央当局へ登録し、受入国の中央当局へ養子縁組の申請をする。出身国では外国の養親に委託可能な子どもに関する書類を作成して外国の養親志願者のリストからその子どもの養親を選んで、受入国の養親へ委託できる子どもを出身国の中央当局に提案する。提案された子どもの受入れに養親候補者が合意したとき、縁組手続は進められる。断わったときは、出身国で別の養親候補者を選ぶか、受入国にその子どものマッチングを依頼される場合もある。</p> <p>・ハーグ条約の非締約国の子どもの養子縁組の場合: ハーグ条約に準じて国際間養子縁組を行なうよう勧告されている。</p>	送り出し国の提案にしたがう		<p>国際間養子縁組は、2つの認可団体がアセスメントから縁組までのすべての支援を行っている。</p> <p>・HHAMA(コーク)・・・ベトナムや中国などアジア地域からの養子縁組を担当</p> <p>・ARC(ダブリン)・・・ブルガリアやアメリカなどからの養子縁組を担当しているが、養親認定のアセスメントはツスラに依頼している。</p> <p>→ハーグ養子縁組条約を締結している国としか養子縁組はできない。</p>
外国へ行く子どものマッチング	フランスから外国に行く子どもの養子縁組では、子どもの養子縁組の可能性を確認してから縁組手続は進められる。この場合、子どもと養親に親族関係のあることが条件となる傾向がある。国内で養子縁組できないハンディキャップのある子どもがまれに外国に行くことがある。			
養子縁組決定前の同居(養育)期間の養子縁組機関による支援	県の養子縁組課が支援するときは、最初の1ヶ月を適応期間として子どもに寄り添い、その後、子どもが養親家庭へ統合される状態を確認するために寄り添う。6か月の同居期間後、子どもの適応状態に関する報告書をSWは作成し、国家被後見子家族会へ提出する。報告書は司法手続の申請書類に加えられる。	<p>・養親候補者の相談にのり、眞の親子関係が構築されるために必要な援助を提供。・実母が同意を与えるまでの間は週に1度、同意後、家庭裁判所の養子決定が出るまでの期間は1か月に1度実母とコンタクトを取り、相談に乗ったり情報提供して実母を支援することもある。</p>		<p>・養子が里親宅から養親宅へ移動する。実母からの最終的な同意 1998年～実母がアクセス可能な場合は実父の同意も求められる</p> <p>・養育の試行期間(最初の6か月～12か月は夫婦のうちどちらかが仕事を休むことを推奨)</p> <p>・SWrが毎日家庭訪問する</p>

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
養子縁組後の 予後調査・支援	<p>・国内養子縁組の場合、支援は義務づけられてない。ただし、任意の相談には応じている。</p> <p>・国際間養子縁組の場合、出身国と支援に関する取り決めに従って、定期的に支援される。委託後5年間の予後調査を求めている国が多い。</p>			
親族間養子縁組の予後調査/支援	<p>国内で行なわれる親族間養子縁組は、養子縁組後の予後調査も寄り添いも義務づけていない。国際間養子縁組では、相手国が「ハーグ条約締約国」の場合は、AFAが6か月程度寄り添いと予後調査も義務づけている。非締約国の子どもの場合にはどの機関にも義務づけられていない。</p>			
養子縁組記録の保存	<p>養子縁組ファイルは養子縁組機関において永年保存される。民間団体が閉鎖される場合は、ファイルは中央文書館で保存されるが、併した他機関で管理・保存される。</p>	<p>書類の保管は子の出生日から60年間の保存を義務づけているが、それ以上の年月保存する機関もある。機関が解散した場合、保存書類は任務を引き継いだ他のあっせん機関又は州中央養子縁組機関が保存(養子縁組あっせん法9b条)。</p>	<p>養子縁組記録の保存と管理は少年局が行なう</p>	<p>現在は、Adoption Authority、Tusla、民間養子縁組機関及び保健サービス局で記録が保管されている。現在、議会で審議中の法案(Adoption (Identity and Information) Bill 2014)は、記録を保管するすべての者は、その記録の写しをAdoption Authorityに提出する旨が規定されている。</p>
情報開示の条件	<p>子どもの父母を特定しない情報は、18歳以上の養子の申請にもとづいて養子縁組機関において開示される。18歳未満の養子は養親の付き添いがあれば開示可能。・父母の身元に関する情報は「全国個人情報開示評議会(CNAOP)」に成人の養子又は養子の子どもが申請し、父母の合意があれば、その身元を開示できる。</p>	<p>・出生証明書には養親が親として記載されるが、出自証明書には実親の氏名が記載。子は16歳に達した後は出自証明書の閲覧権を持つが、あっせん実務では子の幼少期から子の年齢と理解能力に応じて養子縁組の事実を子に伝えるように養親を指導。子が16歳になる前から実親探しの相談に応じる。</p> <p>・養子は実親探しの相談を電話ですてることが多い。養子に対するカウンセリング、実親や兄弟姉妹の意向確認と相談、双方の意思と希望の確認など道ならしが必要で数年間のプロセスとなる。</p>		<p>①養子が18歳に達した時点でアクセス可能 ②アクセスの要求から8週間以内に身元を特定しない情報(non-identical information)を開示 ③実母に3回手紙を送る。返事がなければ、それ以上深追いはしない。返事があれば、支援機関を通じて実母とのコンタクトや再会をすることを推奨(個人間でやり取りをする例もある) 創設102年の民間団体クープでは、10000ケース程度の縁組記録を保管し、現在2年程度待機している。:実親から養子にアクセスしたケースは、2012年に22件。養子から実母にアクセスしたケースは60件。</p>

調査項目	フランス、パリ県	ドイツ	オーストリア	アイルランド
養子縁組費用に関する規則	<p>県の養子縁組課とAFAは養子縁組費用を養親から徴収していない。AFAは文書の翻訳料は請求できる。外国で行われる養子縁組手続に関する費用と滞在費は養親志願者の自己負担である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間機関が養親から徴収する費用は、機関の申請にもとづいて認められた団体の養子縁組一括請負料と実費内訳が機関別、出身国別に中央当局のウェブサイトで公表されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内養子縁組あっせんは公的責任の下で行われるので公的機関でのあっせんには費用徴収はない。</li> <li>・国際養子縁組に関しては、行政規則で徴収してよい費用の上限が定められている。</li> </ul>	<p>州ごとに異なる。養子縁組入門講座受講料(110ユーロ)、養子縁組のための専門講座受講料(280ユーロ) 2015年オーバーエスターライヒ州の場合:            斡旋手数料は無料、ただし、各種証明書発行手数料、国際養子縁組の場合の翻訳料は養親の負担。また裁判手数料は78ユーロを養親が負担。</p>	<p>国際養子縁組では、アダプションオーソリティーの規定する費用を実費負担することになっている。</p>
養親への社会的援助・休暇等	<p>子どもを家庭に迎えたときから、労働法に基づく10～22週の養子縁組休暇とその後の育児休暇も活用できる。育児休暇には勤務時間を短縮できるタイプと労働契約を中断できるタイプがある。3歳未満の子どもには、育児休暇を1年間取ることも可能で、2回更新できる。</p> <p>子どもを迎えた日から加入できる医療保険もある。迎えてすぐに健康診断をして医学的フォローが速やかに行なえる。</p> <p>金銭的支援には、養子縁組特別手当(子ども数に応じて支給額が異なり、最高額が2013年度には1846.15€)が子どもを迎えた月内に支給される。その他、基本手当(月184.62€)が子どもを迎えた日から36ヶ月間支給される。6歳未満の子どもの家庭保育にも金銭的援助が収入に応じて受けられる。その場合、里親又は家庭保育者への給与の一部を支給される。</p>			<p>養子縁組休暇: 「養子縁組に備えて、年休と季節のホリデーを合体させて、この3カ月は休みたい」と言えば、結構、オッケーと言ってくれる企業が多く、「3カ月であれば、夫婦で合わせて6カ月取ることもそんなに難しくない」という。</p>

#### D. まとめ

今回の海外調査研究で対象とした9か国は、米国を除く8か国が国連の子どもの権利条約の締約国であり、韓国を除く8か国は1993年の「国際養子縁組に関わる子どもの保護と協力に関するハーグ条約」の批准国である。しかも、韓国はハーグ条約署名後、批准に向けて国内制度の改革に取り組んでいるさなかの国であり、隣国の韓国からも教えられることが多くあった。

これらの国々では、2つの国際条約の原則と手続規定を実行可能な制度とするために、様々な観点から、国内および国際間養子縁組の制度を抜本的に改正することによって、《子どもの最善の利益》と《国際法が認める基本的権利》を原則とする養子縁組の実現が目指されている。そのため、養子となる子どもの保護から委託後の支援にいたるまでの養子縁組手続きを明らかにし、その実務に携わる養子縁組機関を認可し、それらの機関を監督し、指導し、調整する体制を整備し、又はしつつある。

その実務体制のもとで、これら9か国において、2つの国際条約の原則が、実際、どのように遵守され、実践されているのかを知る貴重な機会が、この調査研究を通して与えられた。調査を進めるなかでわかってきたことは、養子縁組に関する実践手続きは、法律および規則に基づいて行なわれていること、現場で行なう実務については、その方法や手順を示した規則やガイドラインをもつ国が多くあること、養子縁組プロセスで求められる判断基準、調査に関しては調査項目とその評価基準、文書作成にはその書式モデルなども定められていることを垣間見ることができた。そのような道具があることで、どの機関で養子縁組の援助を受けるにしても、大方、共通した規則や基準に基づいたサービスを受けることが可能になるという当たり前のことに気付かされた。

だが、日本では拠るべき共通準則や基準がない中で、それぞれの組織で模索しながら養子縁組実務は行なわれてきたと言ってよいのではないだろうか。

以下では、9か国の制度とその実践手続きを国際比較したことによって見えてきたことを、日本へ示唆されている課題として、以下に挙げることにして、海外調査研究のまとめとしたい。



## 《日本への示唆》

1. 18歳未満の要保護児童の養子縁組は、調査したどの国においても、《子どもの最善の利益又は福祉》を原則とし、監護する親・家族を失った子どもに恒久的家族を与えることを目的として、国と地方自治体による支援と監督を強化していること。

2. 養子縁組あっせん活動を行なう組織（以下では、養子縁組機関とする）は、どの国でも、認可／許可制度にもとづいて、定められた条件を満たす組織にその活動を許可していること。

3. 未成年者の養子縁組を監督し指導し調整する役割のある養子縁組専門機関がどの国でも、権限ある当局として国又は地方自治体に設置されていること。

4. 国際養子縁組の分野では、その国又は自治領（州や共同体）を代表する機関として、中央当局を設置し、中央当局が国内外の諸機関と連携して、国際養子縁組活動を監督し、指導し、調整する役割を担っていること。

5. 国境を越えて行なわれる国際養子縁組は、国内でその子どもを受入れる家族を見出せない子どもに恒久的家族を与える目的で、補完的・代替的に認められている。そのため、国内養子縁組を利用できるように法律と実務のあり方を改正が行なわれていること。なお、留意しなくてはならないのは、国際養子縁組というとき、韓国、アメリカを除くと、自国の子が外国の養親の養子となることはほとんど想定されておらず、発展途上国を中心とした外国の子を自国に養子として受け入れるものとして理解されている点である。

6. 養子縁組機関の外に、委託後の養親家族を支える組織や自助グループの組織化を奨励し助成する動きが、養子縁組困難児の増加に伴い、見られること。

7. 養子制度に関する国内および外国の情報を政府あるいは中央当局のホームページなどで広く伝えている国が多いこと。養子縁組に関する正確な情報を国民に知らせることによって、養子縁組に対する偏見をなくし、収養意識を高めることに役立っているのではないだろうか。

8. 新生児の養子縁組は、実親による養育をできるだけ確保するという要請と、それでも実親が養育できない/しないという場合の調整をはかり、そのため

の手續を踏むことを前提にしつつ、早期に養親志願者へ委託する方策が講じられるという傾向がみられること。とくに、イギリス、アイルランド、カナダ、ドイツなどでは、出生後、実親に養子縁組の意思が変わらないときには、法律の定める養子縁組の同意とは別に、出生後数日で養親に新生児を委託し、委託後に法律上の実親の養子縁組の同意を得る手續を行う等の実務が行われている。

なお、養親は、子の出生後にその子の養親になるかどうかを判断するのであって、出生前からどのような子でも引き受けるという仕組みにはなっていない。

9. 保護者が養子縁組を選択することを知らず、又は迷っていて子どもを家庭外に託置したまま、事実上、遺棄状態にある子はどの国にもいるが、そのような子どもに対し、措置に責任ある機関は、定期的に家族の状態を調査し、養子縁組を促進している国においては、里親委託からの年長の子どもも国内において養子縁組される道が開かれていること。

10. 里親が委託児童と養子縁組する場合に、養親となる里親への支援を、とくに委託費や研修において、里親と同じように行なうことによって、里親による養子縁組が促進されている国があること。

11. 養親の事前研修や継続研修を組織的に行なう国が多くあること。研修は、養子となる子どもとその家族の状態をより深く理解し、責任をもって子どもを受け入れる養親家庭を確保するために必要なものと考えられている。10.の指摘とやや反するが、養親研修は里親研修とは別に組み込まれている国があること。養親資格の認定や養親研修は、日本に比べると厳しい国が見られる。

12. 職員研修を何らかの形で行っている国も多い。異動の多い職場では、研修によっても養子縁組ケースワークを学ぶ機会を得られているのではないかと。

13. 養子縁組機関は、どこでも妊婦からの相談を受けている。妊産婦への支援と保護はそれを専門とする機関の援助を受けられるように援助されている。日本には、妊産婦を保護する機関や施設が不足しているのではないかと。

14. 英語圏の国々では、オープン・アドプションが広く実践されている。実親が養親家族を知ることのほうが、子どものためにも、養子縁組を円滑に進めるためにも重要と考えられているようだ。一方、ドイツ・オーストリアではハー

フ・オープン・アドプションが推奨されている。養子縁組の同意のとき、実親と養親との定期的な面会計画も立てている国もある。実親と養親家族の交流を認めないフランスやベルギーとは大きな違いがある。

15. 子どもが養親候補者へ委託されるまでの委託先を里親家庭としている国が多い。米国では、養子縁組前提で子どもを委託する里親を adoptive home と呼ばれる里親へ委託し、委託費は、国の特別予算から支払われているという。ベルギーとフランスは、乳児院へ一時的に措置されているが、保護費は公的に負担されている。日本では、民間機関による養子縁組では、養親に委託されるまでの一時保護はさまざまな形で行なわれているが、養育費は養親の負担とされる傾向がある。だが、養育期間が長引けば、養親は相当な額を負担しなければならないことや、実親が養子縁組の同意を撤回するとき、養育費を実親に請求することができない場合も多い。一時保護期間中の子どもの養育は公的負担されることが望まれている。

16 養子となる子どもの要保護性は、ハーグ条約では《養子縁組の可能性 adoptability》と表現し、その確証が養子縁組手続きを開始する前に得られていなければ、国際養子縁組は進めることができないとしている。養子縁組を目的に外国に行く子どもの養子縁組の可能性の決定は、養子縁組機関にのみ委ねるのではなく、裁判所又は中央当局が決定するシステムをもつ傾向がみられる。

17 里親の認定と養親の認定は、最初からその仕組みを別にしてしている国が多いが、里親がケアする子どもを養子縁組するケースが多いワシントン州では、現在、養親のホームスタディと里親のホームスタディを一緒にしたユニファイド・ホーム・スタディを受けられるようになった。社会的養護の下にある子どもの養子縁組を促進する国々から、さらに養子縁組のあり方を学ぶ必要が感じられた。

18 養親の養子を迎える適格性と適切性の認定は、どの国でも重要とされ、養子縁組手続きの一つとして行なう国が多い。また、養親の適格性を個々の養子縁組機関が評価し決定するだけでなく、権限ある当局や裁判所が決定するシステムを定めている国もある。フランスでは、県の養子縁組当局である養子縁組課において社会的・医学的調査が行なわれ、それにもとづいて養親認定委員会が適性

を評価し決定している。また、調査の過程で作成される社会調査報告書は、養親と子どものマッチングの基礎資料として国内においても外国機関においても必要とされている。

ドイツでは、一度養親資格を認定されると、その資格はドイツ全土（連邦州を越えて）通用するので、資格認定は厳格である。

日本では、養親の適格性を人間科学的に深く調査し、認定するソーシャルワーカーや心理士などを配置できない養子縁組機関もあり、現状では、里親登録を養親希望者に求める傾向があるが、里親認定とは別に、養親の適格性を調査し、認定するシステムを確立する必要があるのではないかと考えさせられた。

19 公民の養子縁組機関がともに養子縁組サービスを行なう国々では、公民の機関が対象とする子どもの棲み分けがなされている。民間機関には、新生児を対象とする傾向があり、公的機関は、里親などにすでに委託されている年長の子どもを対象とする傾向がある。公的機関は、そういう子どもを受入れる養子縁組希望者を開拓し、委託後の支援を強化する課題が課せられているのではないだろうか。

9か国の調査研究からなお多くのことが示唆されているが、それらを国別調査報告および国際比較研究からさらに読み取っていただくことにして、以上で海外調査班の報告を終える。